

**瀬戸内4県都市高付加価値観光コンテンツ造成等業務に係る  
公募型プロポーザル手続き開始の公示**

令和8年2月16日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和8年度瀬戸内4県都市長会事業実行委員会 委員長 増谷 秀樹

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
瀬戸内4県都市高付加価値観光コンテンツ造成等業務
- (2) 委託期間  
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務内容  
「瀬戸内4県都市高付加価値観光コンテンツ造成等業務 事業者募集要領」（以下「募集要領」という。）別添「業務仕様書」のとおり。
- (4) 本業務に係る費用  
本業務の委託限度額は、3,990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (5) 受託業者の選考方法  
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。  
公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「募集要領」による。

## 2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 市区町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 令和8年度瀬戸内4県都市長会事業委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員
  - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及びこれらの組織に所属する者

## 3 募集要領等の配布方法

募集要領及び応募書類書式は、広島市ホームページからダウンロードできる。

[ダウンロード先]

- 広島市ホームページ総合トップページ「事業者向け情報」の「入札・契約情報」  
⇒「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」  
⇒「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」

⇒【公募型プロポーザル】瀬戸内4県都市高付加価値観光コンテンツ造成等業務 実施事業者の募集」

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年2月27日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49条）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

瀬戸内4県都市長会事業実行委員会事務局  
（広島市役所本庁舎5階 広島市経済観光局観光政策部内）  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
電話：082-504-2767  
FAX:082-504-2253  
mail：kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

#### 4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和8年2月27日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和8年3月2日（月）までに参加資格確認結果を通知する。

#### 5 質問の受付と回答

(1) 募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年3月5日（木）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 募集要領等に関する質問書（様式3）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和8年3月5日（木）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

#### 6 企画提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限

令和8年3月9日（月）

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

## 7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書の内容を基に、あらかじめ定めた受託候補者特定基準に従い、審査委員会が審査し、受託候補者を特定する。

(2) 審査基準

募集要領による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

## 8 その他

その他の詳細は募集要領による。